

令和6年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

（ 監査期間：令和6年4月1日から令和6年7月5日まで ）

政 策 開 発 部
市 民 部
建 設 部
監 査 委 員 事 務 局

令和6（2024）年7月5日提出

郡山市監査委員

6 郡監査第388号
令和 6 (2024) 年 7 月 5 日

郡 山 市 議 会 議 長
郡 山 市 長

郡山市監査委員	藤	橋	桂	市
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	大	城	宏	之
郡山市監査委員	折	笠		正

令和 6 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和6年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 支出事務について	3
2 契約事務について	3
3 財産管理事務について	4

令和6年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和5年12月1日から令和6年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局

ア 政策開発部

政 策 開 発 課	政 策 統 計 課	D X 戦 略 課	広 聴 広 報 課
-----------	-----------	-----------	-----------

イ 市民部

市民・NPO活動推進課	男女共同参画課	国民健康保険課	国 保 税 収 納 課
市 民 課	郡山市民サービスセンター	緑ヶ丘市民サービスセンター	市民ふれあいプラザ
市民交流プラザ	マイナンバー活用課	セーフコミュニティ課	

ウ 建設部

道 路 建 設 課	道 路 維 持 課	河 川 課	建 築 課
住 宅 政 策 課			

エ 監査委員事務局

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和6年4月1日から令和6年7月5日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和6年7月5日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 支出事務について

(1) 補助金等交付事務

補助金等の交付決定事務に適切でないものがあった。

補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、交付要件を満たさないものに補助金を交付しているものがあった。

市民・NPO活動推進課

2 契約事務について

(1) 契約締結事務

ア 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。

契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、誤った率で契約を締結しているものがあった。

D X戦略課

イ 追加で必要な契約を締結する前に継続してサービスの提供を受けているものがあった。

地方自治法第232条の3の規定により、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないが、追加で必要な契約を締結する前に継続してサービスの提供を受けているものがあった。

マイナンバー活用課

ウ 誤った日付で契約を締結しているものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第3条の規定により、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならないが、その契約書には必要な事項を記載しなければならないが、誤った日付で契約を締結しているものがあった。

住宅政策課

3 財産管理事務について

(1) 郵券管理事務

郵便切手等使用簿に記載漏れがあった。

郵券等を使用して発送する場合は、郡山市文書等取扱規程第44条の規定により、郵便切手等使用簿に所要事項を記載して適正に管理しなければならないが、その受払いについて記載が漏れているものがあった。

ア はがきの受払いについて記載が漏れていたもの
市民・NPO活動推進課

イ レターパックの受払いについて記載が漏れていたもの
建築課